

# 平成30年度 まちの決算

～皆さんのお金 大切に使いました～

●問い合わせ  
役場財政課 財政係 ☎096(293)3555

決算とは、町にどのようなお金が入ってきて（歳入）、どのように使ったのか（歳出）をまとめた町の家計簿です。  
町のしている仕事は、皆さんの税金や国や県からの補助金などでまかなわれています。これらのお金が「まちづくり」にどのように使われたのかをお知らせします。

## ■平成30年度決算額

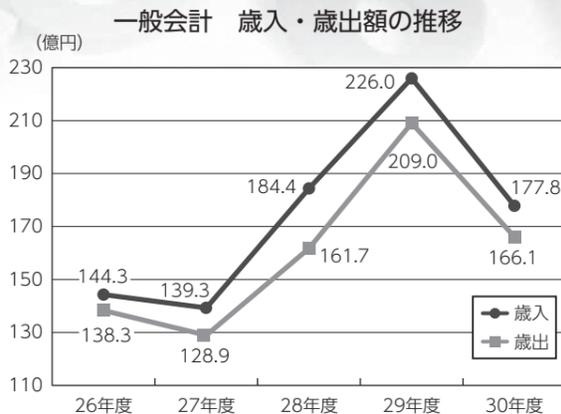
**歳入 177億8,435万円**

一般会計の決算額は、歳入が177億8,435万円で、歳出が166億953万円。歳入から歳出を差し引いた金額は11億7,481万円となりました。

このうち、2億3,055万円は、令和元年度に引き続いて実施する事業の費用として必要なので、実質的な収支は9億4,427万円となり、令和元年度に繰り越しました。

基金（町の貯金）については、平成30年度中に積立を10億3,711万円、取り崩しを5億5,787万円しました。平成30年度末時点で、基金の合計は54億6,022万円になっています。

**歳出 166億953万円**



## ■特別会計の決算

	歳入	歳出
国民健康保険特別会計	29億6,986万円	27億7,635万円
大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計	6,045万円	811万円
公共下水道特別会計	10億5,089万円	10億1,140万円
介護保険特別会計	27億6,511万円	25億6,295万円
農業集落排水特別会計	1億4,492万円	1億3,475万円
後期高齢者医療特別会計	3億1,807万円	3億1,486万円
特別会計合計	73億930万円	68億841万円
工業用水道事業会計	7,021万円	1億891万円

※端数処理により、合計が合わない場合があります。

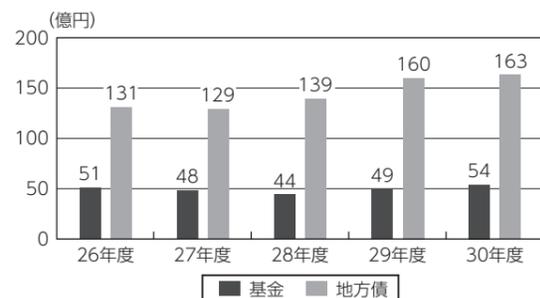
## ■町の貯金と借金

町の貯金を「基金」、借金を「地方債」といいます。基金は、減債基金や庁舎建設基金の積立などにより約5億円増額しました。地方債は、平成30年度も熊本地震の復旧のために借り入れた事が影響し、約3億円増額しました。

### 基金と地方債の現在高

貯 金	財政調整基金現在高	25億7,545万円
	減債基金現在高	3億7,248万円
	公共施設整備基金現在高	6億5,119万円
	その他の基金現在高	18億690万円
合 計		54億602万円
借 金	地方債現在高	163億3,376万円

### 基金と地方債の推移



## 全世代型社会保障の取り組み

### 年金

広報9月号に載っています

#### 年金制度の充実

◎役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

- ・遺族年金の支給対象を父子家庭へ拡大
- ・受給資格期間を25年から10年に短縮し、より多くの人を年金受給に結びつける
- ・基礎年金の国庫負担割合2分の1を恒久し、安定的な年金制度に活用
- ・短時間労働者への厚生年金、健康保険の適用拡大
- ・年金生活者支援給付金の支給（10月1日から開始）※支給要件があります。受給には請求書の提出が必要です。日本年金機構から案内が郵便で届きますので忘れずに手続きをお願いします。

### 福祉

広報10月号に載っています

#### プレミアム付商品券

◎プレミアム付商品券窓口 ☎096(285)7787

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行しています。

- 対象者
- ①令和元年度分の住民税（均等割）が課税されていない人（課税されている人に扶養されている人を除く）
- ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主
- プレミアム付商品券の内容一人につき、現金4,000円で商品券5,000円分の購入が最大5回まで可能です。
- ※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

！ 私たちによる私たちの税

家計への負担が増えることなどから消費税増税についてはさまざまな意見を持つ人がいるかと思えます。

しかし、全世代に等しく課せられる消費税は、私たちの生活のために使われていることがわかりました。さらに、地方自治体への財源としても活用されています。

町からも全世代型の社会保障についてこれからも情報を随時発信していきますのでぜひ活用してください。

●表紙の答え 本みりんは醸造調味料で酒類に含まれるため標準税率10%です。みりん風調味料は甘味調味料ですので軽減税率対象となります。

## もっと知りたい！消費税

今まで広報などでお知らせしてきた全世代型社会保障の取り組みをあらためてご紹介します。

### 介護

広報7月号に載っています

#### 介護保険料の軽減

◎役場介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511

非課税世帯高齢者の介護保険料を軽減しました。

- 対象者
- 非課税世帯に属する65歳以上の高齢者
- 第1段階 36,440円⇒30,375円
- 第2段階 56,700円⇒48,600円
- 第3段階 60,740円⇒58,725円
- 保険料段階については、役場から発送した介護保険料納入通知書でご確認ください。

### 医療

広報6月号に載っています

#### 保険料の軽減の拡充

◎国民健康保険税について  
◎役場税務課 住民係 ☎096(293)3117

◎後期高齢者医療保険料について  
◎役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入する低所得者への支援策で、保険料の軽減対象となる所得基準額が見直されました。世帯主と被保険者の前年所得合計額によって軽減率が決まります。

- 33万円+(被保険者数×28万円)以下 5割軽減
- 33万円+(被保険者数×51万円)以下 2割軽減
- ※軽減対象 国保：均等割額・平等割額  
後期高齢者医療制度：均等割額

### 保育

広報8月号に載っています

#### 幼児教育の無償化

◎役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981

- ①幼稚園、保育所、認定こども園など
- 3～5歳児：利用料を無償化
- ※低所得者世帯などの副食費は免除を継続し、免除対象者を拡充
- 0～2歳児：住民税非課税世帯を対象に無償化
- ②幼稚園の預かり保育
- 3～5歳児：保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加えて利用実態に応じて月額1.13万円までの範囲で無償化
- ③認可外保育施設など
- 3～5歳児：保育の必要性の認定を受けた場合、月額3.7万円までの利用料を無償化